



身近な外来種

～アメリカザリガニとアカミミガメ～

アメリカザリガニとアカミミガメ（通称ミドリガメ）はペットとして飼育されるなど身近な外来種ですが、近年は水辺の在来種を捕食し、生態系を壊滅させるなど、各地で問題を起こしています。

国は、当該2種についての新たな規制（輸入、販売、放出等）を盛り込んだ「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（令和4年法律第42号。以下「改正法」という。）を令和4年5月に成立、公布しました。

国内ではアメリカザリガニは約540万匹、アカミミガメは約160万匹飼育されていると推定されています。広くペットとして飼育されている実態から、「特定外来生物」に指定されても、個人の販売目的でない飼育や個人間の無償譲渡等は認められ、輸入や販売、放出など一部の規制が行われます。

このように、規制の一部を適用除外とする特定外来生物については、「条件付特定外来生物」と称され、令和5年6月から規制が開始される予定です。当該2種も含め、ペットを飼育している場合は、野外に放すことなく、最後まで責任を持って飼いましょう。



アメリカザリガニ



アカミミガメ（通称ミドリガメ）